

入札心得

入札者は、下記の事項に注意し、厳正に入札を行う。

1. 入札者は、指定の日時・場所に参集し、指示に従って入札書を提出する。
2. 代理人が入札するとき、入札前に委任状を提出する。
3. 入札書には、
 - (1) 入札金額
 - (2) 住所・氏名・印鑑
 - (3) 入札年月日を明記する。
4. 次の各号に該当する者の入札は、無効または失格とする。
 - (1) 入札参加の資格のない者
 - (2) 代理人で委任状を提出しない者
 - (3) 予定価格（最低売却価格）を事前に公表している場合において、事前に公表した予定価格を下回る価格の入札書を提出した者
 - (4) 入札書に必要事項を記載しない者
 - (5) 同時に2種類以上の入札書を提出した者
 - (6) 入札に関して不正な行為を行った者
 - (7) 入札関係職員の指示に従わない場合等、入札会場の秩序を乱した者
 - (8) 入札の時間に遅れてきた者
5. 次の方法により落札者を決定する。
 - (1) 入札書に記載された金額が最低売却価格以上で、かつ、最高の価格である方を落札者とします。
 - (2) (1)に該当する者が2名以上あるときは、直ちに抽選により落札者を決定します。この場合は、入札者は抽選を辞退することはできません。
 - (3) 入札の結果、落札者の氏名（法人にあたってはその法人名）及び落札価格をお知らせします。
 - (4) 事前に予定価格（最低売却価格）を公表していますので、再度の入札は行わず、入札回数は1回とします。

以上